

議案第110号

## 静岡市清水営農飲雑用水施設条例の一部改正について

静岡市清水営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例

静岡市清水営農飲雑用水施設条例（平成15年静岡市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中「410円40銭」を「418円」に、「64円80銭」を「66円」に、「115円56銭」を「117円70銭」に、「153円36銭」を「156円20銭」に、「178円20銭」を「181円50銭」に、「197円64銭」を「201円30銭」に、「210円60銭」を「214円50銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市清水営農飲雑用水施設条例第17条の規定は、平成31年10月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同月の前月までの月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。